

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会会議録

（十月二十九日）

△案件

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

△会場 川越地区消防局 三階講堂

書記長	小森谷 昌弘
書記	佐藤 喜幸
”	武笠 浩
”	岩 渕 巧

△出席委員

委員長	柿田 有一 議員	副委員長	菊地 敏昭 議員
委員	飯野 徹也 議員	委員	小峯 松治 議員
委員	吉野 郁恵 議員	委員	桐野 忠 議員
委員	明ヶ戸 亮太 議員	委員	中原 秀文 議員
委員	関口 勇 議員	委員	小ノ澤 哲也 議員
委員	片野 広隆 議員		

○開 会 午後零時五十八分
○議 題

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

柿田有一委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会は、定足数に達しておりますので、これより開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(休 憩)

(再 開)

(傍聴希望者三人の傍聴を許可した)

(休 憩)

(傍聴人三人出席)

(再 開)

柿田有一委員長 審査に入ります前に、前回の会議の内容を確認いたします。

八月二十八日の会議では、消防局・川越北消防署新消防庁舎建設候補地について、資料をもとに説明を受け、今後の進め方について協議し、閉会いたしました。

以上が、前回の会議の概要であります。

続いて、本日の特別委員会であります。

審査に入る前に、前回の会議で資料の要求がありましたへりポート設置に関するガイドライン等についての資料をもとに理事者より説明を受け、質疑を行います。

△組合議会議長

議長 小林 薫 議員

△組合議会副議長

副議長 高橋 剛 議員

△説明のための出席者

消防局長	岸田 隆
次 長	比留間 富雄
総務課長	西村 政徳
庁舎建設担当主査	中村 俊規

△委員会に出席した職員

次に、お手元に配布しております特別委員会次第をご覧ください。

本日は、新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑を行います。続いて、今後の進め方について御協議願ひ、特別委員会を閉じさせていただきます。

以上が本日の予定であります。

これより付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関する事について審査に入ります。

審査に入る前に、前回の会議で資料の要求がありましたヘリポート設置に関するガイドライン等について説明を願ひます。

総務課長
お手元の資料一、回転翼機の場外離着陸場（ヘリポート）についてをご覧ください。

一、導入を想定する場外離着陸場（防災対応離着陸場）でございます。新消防庁舎へ導入を計画しております場外離着陸場、通称ヘリポートでございますが、普段、訓練等で使用する総合訓練場に臨時の離着陸場として整備しようとするものです。

この場外離着陸場でございますが、災害時において緊急輸送及び救助活動、平時において防災航空隊等との連携訓練などにおいて使用することを想定しておりますので、場外離着陸場の中でも防災対応離着陸場としての扱いとなります。

なお、防災対応離着陸場は、以下の条件を全て満たすことが求められます。

ヘリコプターの離着陸する離着陸地帯でございますが、位置及び方向は、原則として地上に設定すること。長さ及び幅は、使用機の全長に二十メートルを加えた値以上とする。ただし、全長二十メートル以上の使用機については、全長の二倍以上とする。表面は、接地帯を除き、約三十センチ程度の高さを限度として、できるだけ平坦であること。接地帯

は、長さ及び使用機の全長以上であること。表面は十分に平坦であり、最大縦断勾配及び最大横断勾配は5%であること。使用機の運航に十分耐える強度を有すものであること。

次に、ヘリコプターが着陸する際の進入空域及び進入表面でございますが、侵入空域及び表面は、原則として別紙のとおりとする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、進入方向交差角を九十度以上とすることができる。進入表面の勾配は四分の一以下とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。

移転表面の条件はありません。

その他、夜間使用の条件があります。

続いて、進入方向等について別紙にて御説明いたします。

三ページをご覧ください。

一、防災対応離着陸場の基準でございます。

まず、平面図でございます。

ヘリコプターの着陸には、ヘリコプターの進入区域として離着陸地帯から二百五十メートルの区間が進入空域となります。

次に、進入表面断面図でございます。

進入区域の二百五十メートル区間でございますが、勾配は四対一で、二百五十メートル地点で六十二・五メートルの高さが進入空域となります。ただし、障害物等でこの条件を確保できない場合等には、接地帯を最大十五メートルの高さまで引き上げ、空中に仮想的な離着陸帯として想定することができます。その場合、進入空域の二百五十メートルの縁端では、最大七十七・五メートルの高さまで進入空域を引き上げることができます。

続きまして、四ページをご覧ください。

下の図となります。進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場

合でございます。

利用着陸地帯を軸として侵入経路と出発経路の角度を九十度以上確保することとなっております。

戻りまして、二ページをご覧ください。

二、安全対策。(1)標識でございます。

ア、離着陸地帯へは、離着陸を行う回転翼航空機が明瞭に視認できる離着陸帯の境界線を示す標識及び接地標識を設けること。いわゆるHのマークを設けます。

イ、離着陸地帯の近傍に、できる限り風向指示器、吹き流しなどが設置されること。

ウ、夜間において離着陸する場合には、灯火施設を設置及び点灯することとし、境界灯は接地帯の周囲に配置すること。

(2)離着陸地帯における安全対策でございます。

ア、離着陸地帯及びその周辺への人の立ち入りを禁止することとなっていること。

イ、離着陸地帯に横断道路または接近して道路があるときは、離着陸の際の通行どめ等の措置を行うこととなっていること。

ウ、離着陸地帯の進入区域は、できる限り人または物件等が存在しない状態にしておくこととなっていること。

(3)病院、学校等の上空における飛行の回避でございます。

離着陸場の近辺に病院、学校等がある場合は、風向その他の事由でやむを得ないときを除き、その周辺の上空における飛行を避ける計画となっていること。

以上が安全対策でございます。

続きまして、三、関係法規でございます。

ここまでで御説明いたしました条件等は、航空法及び国土交通省の航

空局が通知した地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準により定められております。

なお、場外離着陸場につきましては、航空法第七十九条のただし書きで規定しており、その設置基準については、事務処理基準において定められております。

次に、四、ヘリポートの種類でございます。

ヘリポートは、公共用と非公共用の常設のヘリポートと場外離着陸場臨時ヘリポートがございます。さらに、場外離着陸場は、企業などが通常利用を想定して整備する一般離着陸場、防災機関等が災害時の捜索、救助、物資輸送等を目的に整備する防災対応離着陸場及び建物の屋上などに整備する緊急離着陸場の三つがございます。

最後になりますが、五ページをご覧ください。

埼玉県消防航空隊が所有するヘリコプターの概要でございます。

以上、回転翼機の場外離着陸場ヘリポートについてでございます。雑駁でございますが、資料の説明とさせていただきます。

柿田有一委員長 説明は終わりました。

委員の皆様から御質疑等ございましたら、御発言をお願いいたします。

吉野郁恵委員 ヘリポートの大きさなんです、三ページを見ますと、二百五十メ

ートル、二百五十メートルと、あと接地帯ということ、この幅、長さでよろしいでしょうか。

消防局長 二百五十メートルとあるものは高さ制限のある場所でございます、

実際には、先ほどの説明にあるとおり、ヘリコプターの大きさに二十メートルを足したものがその接地帯になるものでございます。二百五十メートルの範囲においては高さ制限がございます、先ほどの話でありますように、六十二・五メートルを超える建物がないところが条

件になります。

吉野郁恵委員 これから予定される敷地の中で、位置的にはどのあたりにヘリポートをつくる予定でいるんでしょうか。中央とか道路側とか、いろいろあるかと思うんですけども。

消防局次長 これから具体的にはいろいろ検討をしていくところですけれども、現在想定しているのは、庁舎敷地の東方向に設置を考えているところでございます。

吉野郁恵委員 そうしますと、東方向といいますと、できるだけ境界に接しての隅のほうにという表現でいいのかどうかですけれども、中央寄りなのか、東寄りということだと、中央から見ますと東寄りという方向で考えているということですか。

消防局次長 そのとおりでございます。

明ヶ戸亮太委員 少しお考えのほうの確認をさせていただきたいんですけども、一ページ目の位置及び方向のほうを見ますと、原則としては地上に設置をするものだけでも、周囲の環境条件によってやむを得ない場合は十メートルの高さを限度と、建物の上、屋上とかになるのかなと思うんですけども、もちろんそうなると地上に設定したほうが望ましいということだと思います。

こちらのものは災害時において緊急輸送及び救助活動をするために地上に設定したほうがいいということですが、そうなりますと、どこまで妥協して、やむを得ない環境と認めて建物の上に設置するのかわかりませんが、少しお考えを聞きたいんですけども、例えば、ある程度広さがあれば、もちろん地上に置くことができると思います。だけれども、限られた土地の中でそのスペースがとれないから屋上にしますよということになったときに、土地をある程度広く今後とつても、例えば二万を想定していると思うんですけども、その中で収まり切らないか

ら上にするではなくて、やっぱり人の命のかかっているものですので、今想定している二万というものを超えてでも、ある程度お金をかけてでも地上に置いていきたいなというお考えがあるのか、今想定されている二万という中に収まらなかったとき、そのときに、土地をもっと広くとっていくのか、それとも建物の上に設置していくのか、その一つの線引きについてお考えがあれば確認させていただいてよろしいでしょうか。

消防局次長 現在想定しておりますのは、地上に設置をするということでございます。基本構想の中でも一万五千から二万ということで記載しているところがございますけれども、二万程度の中で地上に設置をするという計画でございます。

明ヶ戸亮太委員 二万の中にヘリポートを置いていきたいというお考えかなと思うんですけども、今回そのヘリポートを設置するに当たって他の設備、例えば訓練施設等に対して、こちらのほうをある程度検討していかなくては、要するに削らなくてはいけないなというような議論があったのかどうか、どうでしょうか。優先順位としてヘリポートはもちろん優先順位の高いものだとは思いますが、二万の中に収めていきたいから、ほかのものを削っていかなくちゃいけないというようなお考えとか議論というものはありましたか。それとも全くほかの設備についても十分機能を発揮できるような設備を持たせた上で、なおかつヘリポートを地上に置けるだけのスペースがとれるんでしょうか。

消防局次長 今の件でございますけれども、庁舎、それから訓練施設、機能、規模につきましても、具体的には基本計画、今実施している基本計画の中で計画について検討していくものがございますけれども、現在の段階で、ほかの訓練施設等を削ってヘリポートを設置するというようなところは考えておりません。それらのものも含めて一緒に設置をしていきたいというところがございます。

明ヶ戸亮太委員 そうなりますと、今後、設備等も細部はこれから詰めていくと思
うんですけども、面積面において何か、これができなかったあれがで
きなかったということは、後からそういう話が出ない、間違いなく出な
いという認識でよろしいですね。

消防局次長 それらを含めまして基本構想の中で一万五千から二万というところ
敷地の選定をしておりますので、そういったことがないように基本計画
でも進めていきたいというふうに考えております。

柿田有一委員長 それでは、以上でヘリポート設置に関するガイドライン等につ
いての説明を終了いたします。

新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画についてを議題といたします。
新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画について御説明申し上げます。

最初に、現在策定を進めている基本計画と次年度以降に設計すること
となる基本設計及び実施設計について、お手元の資料二、基本計画・基
本設計・実施設計に沿って御説明申し上げます。

一、基本計画についてでございます。

現在策定を進めている川越地区消防局・川越北消防署新消防庁舎建設
基本計画でございますが、今年度三月に取りまとめました基本構想で示
した基本指針と基本的な考え方等に基づき、新庁舎に求められる役割と
機能、規模、配置計画等について具体的な検討や整理を行い、今後の設
計や工事を進める上での指針となる計画として策定するものでございま
す。

次に、二、基本設計についてでございます。

次年度以降実施することになる基本設計の内容でございますが、基本
計画で策定した設計に必要な前提条件を整理した上で、建物の構造
や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、内外のデ
ザイン等を基本設計図書として取りまとめ、新庁舎の具体的な完成時の

姿を明確にするものでございます。なお、この段階になり初めて新庁舎
のイメージ図等が作成されます。

次に、三、実施設計についてでございます。

基本設計に引き続き行う本設計でございます。設計者が基本設計図書
に基づき、工事施工を考慮した上で、デザインと技術面の両面にわたっ
て詳細な設計を進めます。また、工事施工に向けて工事費の具体的な積
算を行うものです。

以上が基本計画、基本設計、実施設計の主な業務内容でございます。
これらの業務行程を一覧にしたものが、参考の基本計画の位置づけで
ございます。

以上、資料二、基本計画・基本設計・実施設計についてでございます。
続きまして、資料三、川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設基本
計画策定支援業務委託の契約状況について御説明を申し上げます。

新庁舎の基本方針や導入機能・規模など、今後の設計や工事の根幹と
なる計画の策定になることから、業者選考に当たりましては、豊富な経
験と能力を有する業者による支援を受けながら計画策定を進められるよ
う公募型プロポーザルによる業者選定を行いました。

一、プロポーザルの経緯、(1)仕様書についてでございます。

プロポーザルを実施するに当たり、今回の基本計画策定支援業務委託
の仕様書を抜粋したものでございます。

主な業務及び内容でございますが、①建設候補地については、敷地に
関する条件について整理すること。

②庁舎の整備方針及び機能については、消防拠点機能、住民向けの体
験型防災センター機能、ユニバーサルデザインについて、環境負荷低減
についてなど、検討整理すること。

③庁舎等の規模の算定について、必要諸室の選定、規模の算定をする

こと。

④建物配置計画について、庁舎の外観等に関する規制、騒音等の環境面の検討などを整理し、計画地における庁舎等の配置計画を検討すること。

⑤概算事業費について、イニシャルコスト及びランニングコストを検討すること。

⑥財源計画について、建設に関する財源の検討をすること。

⑦事業手法について、今後の事業発注方法等について検討すること。

⑧事業スケジュールについて、平成三十七年四月の供用開始を前提として計画すること。

以上が基本計画策定支援業務委託の仕様の概要でございます。

次に、(2)主なプロポーザル参加要件でございます。

川越地区消防組合競争入札等参加者の資格等に関する規程により準用する川越市競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく平成二十九、三十年川越市競争入札参加資格者名簿または川島町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく平成二十九、三十年川島町指名競争入札参加者名簿に建築コンサルタント・建設設計等に登録されている者、過去十年間において国または地方公共団体等の消防防災庁舎の整備に係る基本計画策定及び同等以上の業務実績を有することを参加要件といたしました。

次に、(3)主な評価基準といたしまして、ア、評価基準表抜粋でございます。

評価基準及び評価内容につきましては、消防本部及び消防署の合築の計画実績について、庁舎規模、延床面積四千平米以上の計画実績について、制震・免震構造の計画実績について、総合訓練場の計画実績について、水害対策の計画実績について、業務行程の効率性・実現性、作業内

容の具体性・分類化について、主な評価基準といたしました。

次に、イ、企画提案内容（テーマ）及び評価内容でございます。

テーマとして、課題一「地域住民が気軽に利用できる体験型の常設された防災センター機能について」。施設の設置内容、飽きのこない施設づくりの方法、維持管理コスト削減方法について。

課題二「工期短縮及びライフサイクルコスト削減の考え方について」。設計及び施工における工期短縮について、事業費・ライフサイクルコスト削減方法等について。

課題三「独自提案について」。提案者の独自提案について。

各課題の評価内容として、提案内容の適格性・独自性・実現性を評価するものといたしました。

三ページをご覧ください。

次に、(4)企画提案内容でございます。

事業者から提案のあった企画提案内容についてでございます。

課題一についての提案内容の概要でございます。

管内の地域性を踏まえ、住民体験型の防災啓発拠点づくりといたしまして、一、さまざまな災害を想定した体験型学習室（防災センター）。体験型災害学習室、東日本大震災を教訓とした体験型学習。

二、体験することによる防災意識の向上を目指す―住民防災啓発拠点―。体験型防災教育、防災情報発信庁舎―防災拠点施設のランドマーク―。

三、『シンプル』さをテーマとし、機能（利便性・活動性）と将来への自由度を満足する庁舎をコストをかけずに実現。シンプルな形態とデザイン、エイジングされる素材の採用、フレキシブルなプラン、余裕のある階高設定。

続きまして、課題二についての提案内容の概要でございます。

統合的視点で求められる機能を満足し、コストがかからない合理的な庁舎といたしまして、一、設計初期段階での確実なプロジェクトコントロール。ニーズの把握とコミュニケーションによる品質コントロール、目的を共有するスケジュールコントロール、建設物価を踏まえた分析と予測のコストコントロール。

二、合理的な建築計画。機能性を重視したシンプルな計画、構造躯体費削減工夫、工場製作部材の活用。

四ページをご覧ください。

三、統合的視点でライフサイクルコストを削減。整形で合理的な施設計画、コスト削減・バリューエンジニアリングを意識した設計配慮、長寿命化とメンテナンス性への配慮。

四、管内の気候及び消防庁舎の特殊性を考慮した環境負荷低減。再生可能エネルギー（自然エネルギー）の有効活用、水の循環による節水対策。

次に、課題三について、提案内容の概要でございます。

地域防災の中核として、災害に強く、高レベルの消防機能を維持する庁舎といたしまして、一、消防力を最大限に発揮する配置計画。迅速な出動動線、二方向へ出動可能な緊急車両庫配置、庁舎のコンパクト化による敷地の有効利用。

二、迅速・機能性を第一に考えた庁舎計画。迅速な活動にするシンプルな動線計画、機能性を重視した階構成。

三、あらゆる災害に消防機能を継続させる。初動体制を確立する免震構造、基幹インフラ設備（電気・上下水・通信）の保全、自立する消防防災機能の維持、重要室のリプレイス、高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線への配慮。

四、さまざまな災害を想定した実践的訓練施設。多種多様な訓練に対

応する訓練棟。

五、職員が働きやすい執務環境。職員のストレスを和らげる環境、衛生面への配慮、女性職員への配慮。

以上が業者からの提案内容でございます。

五ページをご覧ください。

次に、(5)実施スケジュール及び経過でございます。

八月二十三日、このたびの公募型プロポーザル審査委員会を開催いたしました。続いて八月二十七日、公募開始及び参加申し込み受け付けを開始いたしました。九月三日、参加申し込みを終了。なお、参加申し込みは一社でございました。九月五日から十二日の間、企画提案書の受け付け。九月二十日、ヒアリング審査実施及び審査委員会を開催し契約予定業者を決定。九月二十七日に契約を締結いたしました。

次に、二、契約の概要でございます。

(1)契約事業者は、株式会社安井建築設計事務所東京事務所、代表者、常務執行役東京事務所長、村松弘治。住所、東京都千代田区平河町一丁目三番地十四号でございます。

(2)委託期間、平成三十年九月二十七日から平成三十一年三月二十九日でございます。

(3)契約金額、消費税を含め五百九十四万円でございます。

(4)実績、消防庁舎の実績といたしまして、新潟市消防局・中央消防署庁舎基本実施設計業務、いわくに消防防災センター建設実施設計業務、(仮称)消防本部・上越北消防署庁舎基本・実施設計業務委託ほかでございます。

以上、資料三、川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設基本計画策定支援業務委託の契約状況についてでございます。雑駁ではございます

が、資料の説明とさせていただきます。

柿田有一委員長 本日御説明いただいた部分については、御説明のあったとおり、年度内に基本計画を策定するということになっておりますが、その位置づけ、それから行う業務の範囲、議論される範囲、これがある程度明確にすること、それから、事業者の支援をいただきたいながらこの業務に当たっていくということ、入札、それから提示された仕様書ですとか業務の範囲などがある程度イメージした形で議論をするとやりやすいであろうということ、具体的な事業者に援助してもらってつくる計画の骨子などが出てくる前に、皆さんに少しイメージしやすいようにということ、細かい説明も含めてさせていただいたところです。

基本構想とあわせて、ここで少し皆さんから質問などがあれば御意見をいただこうというふうに思いますので、よろしく願います。

説明は終わりましたので、委員の皆様から御質疑、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

吉野郁恵委員 今五ページのところ、実施スケジュール及び経過の中で参加申込者が一社ということだったんですが、その主な原因は、おわかりになりましたらお願いします。

消防局次長 参加者が一社であったその理由というところでございます。

数社に確認をいたしましたところ、参加したいけれども手持ちの業務により技術者を確保できないであるとか、納期的に間に合わないといった意見があったところでございます。

吉野郁恵委員 数社あるといろいろ比較もしやすいのかなと思うんですけども一社で、ここはすごく評価として高いというようなところがありましたら教えてください。教えてください。

消防局次長 ほかと比較できないものですから、ここよりすぐれているというところでは、特に、そのところは比較をした内容ではないんですけれ

ども、百点の持ち点の中で六十点以上というところを決定しておりますので、その中で得点が七十六・五六というところで高得点でございました。という結果でございます。

明ヶ戸亮太委員 プロポーザル実施いたしましたということですが、実績もありませんし安心して任せられる方なのかなとは思いますが。ただ、川越市と他の地区ですと想定される災害というものもそれぞれ異なってくると思います。この中で課題三の提案内容について、さまざまな災害を想定した訓練施設というものがあるんですけれども、川越地区として想定される災害について一度確認をさせていただいてよろしいですか。台風があったり地震があったりといういろいろあると思うんですけれども、もちろん津波の心配というのはなかなかないと思います。この川越地区だからこそ想定される、心配される災害について確認をさせていただきます。

消防局次長 委員さんがおっしゃられたとおり、津波等はここでは比較的、それは検討しなくていいだろう。地震、台風、それと水害というところがメインになるのかなというところがございます。あと、先ほど申し上げましたけれども、水害については一級河川が管内を流れているというところ、それから、市街地の中心部では高層建物が多く建ち並んでいるところ、さらに、伝統的文化的財保存地区では、木造旧家が建ち並び、火災や地震での被害が大きくなるというようなことも想定されるところでございます。

明ヶ戸亮太委員 事業者の方と議論をする上で、その地域性というものをしっかりと反映していただきたいと思うのですが、その点についての意見交換とございますか、情報提供というものはもう既にされているということでしょうか。

消防局次長 現在、今、情報収集、情報共有を進めているところでございます。明ヶ戸亮太委員 あわせて、課題一のところにもあります体験型の常設された防災

センターについて、住民の方に体験してもらおうというものだと思いますが、自助力を高めるものだと思うんですけども、こちらについても、災害だったら何でもいいよではなくて、川越地区だからこそこういう地域性のある災害というものもあると思いますので、ぜひそこはしっかりと落とし込んでいただきたいと思っております。

これまで私もいろいろ視察等に連れて行っていただきますと、課題として見えてくるのが、やはり来る方が団体の方がほとんどということもあって、団体の方ですとある程度意識が高い方が来ていただけるんですけども、逆に認識がまだそれほど持っていない方にアプローチしていかなくてはいけないと思うんですけども、そういうところというのは事業者の方もしっかりと相談をして、どう発信していくというのは検討課題としてぜひ組み込んでいただきたいと思っておりますので、これ意見として述べさせていただきますので、よろしくお願いたします。

桐野 忠委員 それぞれ吉野委員さんのほうから入札の結果、一社ということでしたけれども、そもそもこの資格者名簿というのの中にどれぐらいの資格が、登録されている業者ってどれぐらいあるんですか。わからなければ後でもいいんですけども、相当の数なのかそれとも、今回に当てはまる数ですよ。

消防局次長 申しわけありません。現在のところ、その資料はございませんが、要件の中に過去十年間において国または地方公共団体の消防防災庁舎の整備にかかわる基本計画策定及び同等以上の業務実績を有することというところも入れておりますので、こちらのほうは、私どもでは把握し切れません。ただし、そのほかの運営の部分によるコンサルとして、建設設計として登録されているものであれば、それについては確認をいたしまして次回お話をさせていただきますと思います。

桐野 忠委員 答えがないと何とも言えないんですけども、大体、掌握されたと

さつき数社に聞いたと言ったじゃないですか、確認したって、ということとは、それだけ何社かはどれぐらいあるのかなというのにはわかっていて聞いてのかなと思っただけで聞いたんですけども、あわせて、その下に登録されている者の中で過去十年間に云々というのがあるので、絞られていますよね、当然、いわゆる実績評価を入れているということで、数が絞られてくるのかなというのはあるんですが、全国的にも不調不落がある中で、今回一社参加していただいてよかったと思うんですけども、できればちゃんと理解した上で、今、全国的にもそういう状況が発生しているの理解した上で入札をかけるべきだと思いますし、参考にするのがないじゃないですか、比べられないので、ちよつとそれはあれかなと心配なところはありますけれども、この提案の内容からすれば、実績があつてやっていますので、それで見るとはいいかなと思うんですけども、特に問題ないというふうな考えてらっしゃるのか、それとも、今回一社しか入札ないですけども、考えられる中で、納期が間に合わないとか技術者がいないとかというのがあるので、今回のこの業者さんは大丈夫だということだと思っておりますけれども、しっかりとその辺はチェックしていただきながら対応していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

柿田有一委員長 今御質問のあった件ですけれども、数社なのか十数社ぐらいなのか数十社ぐらいなのか、規模感が、ぐらいでも当たりがわかれば、少し参考になるかと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。細かく正確にというところはお調べいただければわかるんだと思うんですが、登録業者数につきまして数社なのか数十社なのかというところでございますけれども、市内だけではございませんので、ある程度の数があるというふうには考えております。あと、先ほど業者に確認をしたところ、技術者の関係であると納期の関係のことを申し上げましたけれども、

それにつきましては、うちでこういった予算を今年度持っているというところで何社かから問い合わせが事前にございましたので、その問い合わせのあったところに対して、申し込みがなかったものですから確認をしたものでございます。これについては追加説明とさせていただきます。

柿田有一委員長 そうすると一社、二社というわけではなくて、幾つかというぐらゐの規模は少なくともあるということでもよろしいですね。ありがとうございます。

関口 勇委員 今回の関連なんですけれども、八月二十三日に委員会を開催して、二十七日に公募を開始して、九月の三日に終了したという非常にタイトなスケジュールで、応募する業者さんなんかがどういうふうだったのかなというのと、それから公募の仕方、業界に対してどういうふうになされたのか、参考に聞いておきたいと思えます。

消防局次長 タイトなスケジュールではないかというところでございますが、これにつきましては、うちの中でもこの期間について検討いたしました。若干タイトであるという意見もございましたが、大丈夫であろうというところでの期間に設定したものでございます。

それから、公募開始にかかわる公表の関係でございますけれども、当組合のホームページに掲載する、さらにうちの情報を入力した新聞にその旨が掲載されているというところもでございます。

中原秀文委員 今の話に関連するのですが、今回は七六・五六ポイントでしたか、それだけとれたということでよかったのですが、今後、基本設計、実施設計というふうの流れで行く中で、こうやって一社しか出てこないとなると、とても心配になります。今回は例えば、六十点を下回った事業所しか出てこなかったりとか一社も出なかったりとかした場合も想定もされて臨まれたのか、それとも必ず来るだろうとの想定で臨まれたのか、そのあたりお聞かせいただけますか。

消防局次長 まず、最初の応募者がなかった場合というところでございますけれども、なかった場合につきましては、その委託に関しましては一旦お取り消しをして、仕様書を見直し、再公告というような形をとらざるを得ないというふうな形で考えております。

それから、今回の発注に当たって来るだろうという見込みがあったのかというところでございますけれども、実際のところ、どのくらい来るかはなかなか想定はできませんでしたが、来ていただけるといふふうには考えていたところでございます。

中原秀文委員 もし今回来なかった場合は日程がずれるわけです。その場合どれぐらいのずれは大丈夫というふうに考えてやっていたのか、もし想定があったのであれば教えていただけますか。

消防局次長 今回の発注は、工期的に大分押し迫っていたというところは確かに事実でございます。今回の場合でございますと、万が一応募者がいらつしやらなかつた場合には、今回の業務委託につきましては、今年度実施は見送るところも検討していただくところでございます。

中原秀文委員 そうなると、次の基本設計ですとか実施設計の段階でもそういうことも想定し得るということですので、できるだけ多くの業者が参加できるようになことを考えつつ進めていただきたいと思いますと感じましたので、よろしく願います。

柿田有一委員長 確認ですが、年度当初の段階で、今年度基本計画の策定は載っているかと思いますが、事業者の支援を入れた形で策定するということがある程度ニュースソースとしては公表というんでしょうか、流しながら、実際には、前回この委員会の中でも多少説明をいただきましたが、今後のスケジュールに関しては、八月二十三日から具体的などころになったかと思いますが、その前段の情報はある程度流されていたのか、そこがある程度わかれば、事業者からはその前から関心を持って見られたかど

うかということになると思いますが、その点について確認できればいいかなと思うんですが、どうでしょうか。

消防局次長 おっしゃるとおりでございます。事前にメディアのほうでも確認に

きておりますので、建設新聞等なんですけれども、四月のときにもう既に確認をしているところでございます。

片野広隆委員 基本計画の中身をお伺いする前に、現在、用地交渉の状況というのはどういふふうになっているのか教えてください。

消防局次長 用地交渉の関係は、当初見込んでいた敷地内の地権者におおむね二回ほど訪問させていただきました。場合によっては三回のところもあります。すが、おおむね御理解をいただいているという状況でございます。

前にも片野委員さんの御質疑でもございましたけれども、一件、相手方が確認できないというところを、前回の委員会でも申し上げましたが、その方につきましては、そこに仮登記をして、農地でなくなったら買えるというところで仮登記をしたのかなというふうな想像なんですけれども、仮登記した人の住所である東京まで行って確認をしましたけれども、仮登記をした人については所在不明で、結果的には追いついておりません。

ただ、仮登記がついたもとの所有者の人ですけれども、その人については既に亡くなっているというところで、戸籍等々、いろいろそのところを調査させていただきまして、相続人の関係を現在追って調べているところでございます。その相続人となり得る方の調査をしているところでございます。遠い方では鹿児島のところもございまして、それらも含めて、一筆だけですけれども、調査を継続して進めている状況でございます。

その一筆についてはそういう状況でございますが、それ以外につきましては、先ほど申し上げたとおり、おおむね御賛同いただいているとい

うふうに考えているところでございます。

片野広隆委員 当初見込みの地権者、一件を除いておおむね御理解をいただいているという話だったんですが、この当初見込みというのは、候補地Bの二万平米ということでしょうか。

消防局次長 そのとおりでございます。

片野広隆委員 川越市議会のあり方特別委員会のほうで候補地Aの一部についても考えていくべきではないかという話が出ているかと思いますが、その点について消防局では何か検討をされたんでしょうか。

消防局長 消防局のほうにつきましては、検討はしてございませんが、Aのほうの一部ということで、そこら辺の情報は、地権者の状況だけは調べてございます。

片野広隆委員 今回、基本計画を進めていく中で、地形もそうですし面積がある程度定まらないと基本計画って進められますか、配置ですとか規模ですとか記載があるんですが、二万平米になるか二万四千平米になるかで随分違ってきますよね。土地の形も変わってくるでしょうから配置も変わってくるでしょうし、まずそちらをきちんと精査しないと基本計画に入っているのかなという疑問があるんですが。

消防局次長 片野委員さんのおっしゃるところもございまして。ただ、我々としては、こういった敷地形状の中でやっていきたい、そうじゃない場合も含めまして想定をしながらその辺のところをやっていききたいというところがございます。さらに、今の中である程度我々、それから支援を受けた内容のものが建物的に、建物、訓練棟に入り込めればということもございまして、その辺の中でも詰めさせていただいているところでございます。

片野広隆委員 今の御答弁ですと、当初見込みのB区画二万平米で基本計画は、進めていくということですか。

消防局次長 今回の段階でははっきりとは、そこら辺のところは検討されている部分もございまして、その辺も考慮しながらにはなると思えます。ただ、今のところでは、まず二万の中で建物、訓練施設等々が収まるようなところ、また、違った場合には、それをどういうふうに配置をするかというところも含めまして、内容については、どういったものをとっているのかというところを、そのような内容で実施をしようとしているという状況でございます。

片野広隆委員 二万の中で検討を進めていただくんでもいいんですけども、ただ、一方で、市議会のほうで二面接道していたほうが消防業務を進めていく中でもいいんじゃないかとかそういう話が出ているわけですし、その委員会に局長と次長もお出になられてますから、そのままにしておかないできちんと川越市、川島町と話をさせていただいて、まず、その地形なり面積というところの方向性を出していただけたらと思います。

あわせて、川越地区消防組合が設立されて、もうすぐ五十周年を迎えると思うんですが、五十周年を迎える年というのは平成何年になりますか。

消防局次長 平成三十五年でございます。

片野広隆委員 資料二の計画図を見させていただいてるんですが、基本計画は平成三十年になっていきます。今回、策定支援業務委託の事業スケジュールでは、平成三十七年四月供用開始を前提としたという形になっているんですが、平成三十五年に消防組合の設立五十周年、節目の年を迎えるのであれば、どうなんでしょう、事業スケジュールの兼ね合いもあるかかと思えますが、平成三十五年竣工というスケジュールは現実的に考えられるものなのかどうか。

消防局次長 当初のスケジュールについても御説明を申し上げているところがございます。土地の買収にかかわる農振除外という手続でありますとか収

容後にかかる手続、これからは当然、土地の買収に向けての住民説明会等々を経てですけども、まだはっきりと、先ほどおっしゃられましたけれども、土地の形状が決まっておりますので、その辺のところも含めて今後の予定を組むと、三十五年竣工というのは非常に厳しい状況と考えます。

片野広隆委員 三十五年度いっぱいまで完成させて三十六年四月、計画でいうと一年前倒しですかね、五十周年が平成三十五年で平成三十七年だと、なかなか五十周年と結びつけるというのは難しいかなと思うんですが、平成三十五年に五十周年を迎えて三十六年四月から新庁舎供用開始であれば、消防組合の五十周年記念事業としての位置づけも今回の計画につけ加えられるのではないかなと考えるんですが、そこら辺を今回、支援業務委託を受けられた安井建築事務所さんと協議することは可能ですか。

消防局次長 可能ではございます。

片野広隆委員 ぜひ協議して検討していただいて、別の機会に報告をいただければと思います。

小ノ澤哲也委員 まず、ちょうど契約締結されてから約一カ月間ちよつとたつたわけですけども、この間はどのような打ち合わせ等をされているんでしょうか。

消防局次長 基本計画に当たりまして、条件整備といたしまして必要な情報、例えば車両台数であるとかそういうところの情報や委託業者のほうにお渡ししながら今後の基本設計に充てるというところで現在進めているところでございます。

小ノ澤哲也委員 条件整備、車両の台数とか、車両の台数であるとかそういうこともいいんでしょうけれども、先ほど来より根本的な土地の広さ、いまだに最終的な決定には至っていないんでしょう。これ前回もまだ川越市のほうとも今協議中だと、現段階でも協議中だと、ある一定のところ

で本当に方向性を決めていかないと具体的な部分のその設計でも、業者のほうもなかなかやり切れない部分であるとか、先ほどヘリポートの話もありましたけれども、できるだけ早目に詰めていっていただきたいなと思います。一生懸命、あり方のほうでもありましたけれども、これは川越市のほうでも、あるいは川島町のほうでも、できれば広いほうがいいなど、これは代表されている議員の意見でございましたから、そういった御意見、局長等々も聞いておられますのでしつかり取り組んでいただきたいなと思っております。

前回の会議のときに、私ども、この委員会の中でさまざま、いつぐらいまでいるんな意見が言えるのかという話の中で、十月から十二月の頭までぐらいでしょうかみたいな御答弁だったかと思えますけれども、そういういった考え方は現在でも変更はないのでしょうか。その点はどうか。

消防局次長 そのとおりでございます。

柿田有一委員長 今それぞれ委員から、さまざま御意見が出されました。特に敷地の問題などについては御意見あったところでございます。御意見があったところについては、きちんとやりとりをしていただくことと、それから、懸念する部分があれば、率直に議会、我々のところに御連絡やお示しをいただくなり、議論の中でネットワークになるようなことが発生するようであれば、報告をいただければスムーズに行くのではないかと思いますので、よろしく願っています。

また、スケジュール感について前倒しできないかという御意見もありました。これから基本計画、基本設計、実施設計、それから建設工事ということで、それぞれの業務がそれなりのボリューム、期間を持って、それから内容を持って進んでいくと思います。かわる人たちは、いつごろどういうふうなことが進んでいくのかということに関心が向いてい

くと思えますので、ある程度どういうものにどれぐらい必要なかというスケジュール感や時間など、わかれば適切な範囲で、適切なお示しをいただけるとありがたいと思いますので、よろしく願っています。

以上で新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画についてを終了いたします。

○今後の進め方について

柿田有一委員長 次に、今後の進め方についてを議題といたします。

本特別委員会といたしましては、現在、基本計画を策定しておりますことから、その中に本特別委員会の意見を反映していく予定となっております。

(休憩)
(再開)

柿田有一委員長 次回の委員会では、基本計画で取りまとめる機能、規模について報告を受け調査したいと考えております。日程も含めてそのように進めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 では、そのようにさせていただきます。

以上で、今後の進め方についてを終了いたします。

○散 会 午後二時十四分